

# 北海道看護職員養成 修学資金貸付の手引

(令和2年度までに借入を開始した旧制度による貸付について)

北海道

(令和4年度(2022年度)卒業者以降用)

# 修学資金を借りている皆さんへ

(必ず読んでください)

- この手引きは、①修学資金の貸付の条件、②借り受けている在学中の手続き、③卒業後に貸付金の返還が免除されるまで、又は、貸付金を返還するまでの手続きについて記載してありますので、大切に保管して活用してください。
- 修学資金を借り受けた皆さんは、卒業後に下記の届出及び毎年の報告を義務付けられています。  
諸手続きは、期日を必ず守ってください。手続きがなされず、借受者本人とも連絡がつかない場合は、連帯保証人又は養成施設等に連絡させていただきます。  
また、必要な手続きがなされない場合、修学資金を返還していただくことがあります。

(卒業後の手続き)

- ・ **業務従事届（卒業した年に提出）**  
様式は、22頁です。コピーをして使ってください。  
卒業後、修学資金の返還が免除される施設に就業したことを確認するための手続きです。  
資格試験合格後に、できるだけ早く免許証の申請手続きを行ってください。  
修学資金の返還が免除される施設に就業したときは、免許の交付を受けた後、すみやかに、「業務従事届」と「免許証の写し」を送付してください（就業施設長の証明が必要です）。
- ・ **看護業務従事状況報告書（卒業した年の翌年から毎年提出）**  
様式は、14頁です。コピーをして使ってください。  
修学資金の返還が免除される施設に、決められた期間、就業し続けていることを確認するための手続きです。  
毎年4月15日までに、前年度の就業状況を記載し送付してください（就業施設長の証明が必要です）。

- 皆さんが借り受けた修学資金の目的や返還免除については、下記のとおりですが、詳しくはこの手引きの中に記載してありますので、確認してください。
  - ・ **貸付制度の目的**  
この貸付制度は、北海道における看護職員の充足を図るため、将来道内において看護業務に従事しようとする方に対し、その修学に必要な資金を貸付し、看護職員を育成することを目的としています。
  - ・ **貸付金の返還の免除について**  
貸付をした修学資金は、卒業後1年以内に免許を取得し、定められた施設に定められた期間従事した場合に返還が免除されます。免除の要件は1頁を参照してください。  
要件に該当しなくなった場合は、貸付金を返還していただくことになります。
  - ・ **詳しくは下記にお尋ねください。**

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策係  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
代表電話 011-231-4111 内線 25-364

## 修学資金借受内容メモ

(覚え書きとして活用してください)

本籍地 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_

養成施設名		課程
修学資金の種別	一 般	保健師・助産師・看護師・准看護師・大学院
	特 別	助産師・看護師・准看護師
修 学 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( か月)	
借 受 金 額	一 般	円 (月額 円)
	特 別	円 (月額 18,000 円)
連 帯 保 証 人	住 所	
	氏 名	
以前に借り受けた 北海道からの 修学資金	養成施設	課程 種別
	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( か月)
	金 額	円 (月額 円)
看護業務開始 (免許登録年月日から)	施設名	
	年 月 日	平成 年 月 日開始
返還免除予定年月日		
その他届出事項		

# 目 次

	(頁)
I 修学資金貸付制度の手続きについて .....	1~7
1 一般修学資金貸付制度の目的 .....	1
2 一般修学資金の返還が免除される就業施設と就業期間 .....	1~2
3 特別修学資金貸付制度の目的 .....	2
4 特別修学資金の返還が免除される就業施設と就業期間 .....	2
5 貸付期間中（在学中）及び卒業後就業してからの手続き .....	2~3
6 変更事項（氏名・就業場所の変更等）があった場合の手続き .....	3~4
7 貸付金の返還が免除される就業期間に達した場合の手続き .....	4
8 貸付金の返還が免除される就業期間に達しない場合の手続き .....	4~5
(1) 貸付金の一部を返還する場合 .....	4~5
(2) 貸付金の全額を返還する場合 .....	5
9 違約金の計算方法 .....	6
10 返還金及び違約金の納入方法 .....	6
11 よくある質問 .....	6
12 書類の提出先及び問い合わせ先について .....	7
II 各手続きで提出する書類の様式 .....	8~27
III 関係条例及び規則 .....	28~35
○ 北海道看護職員養成修学資金貸付条例 .....	28~32
○ 北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則 .....	33~35

## I 修学資金貸付制度の手続きについて

## 1 一般修学資金貸付制度の目的

この修学資金は、条例及び規則に基づき、看護職員になるため養成施設に在学し、将来道内において条例及び規則に定める施設等で看護職員として業務に従事しようとする者に対し、その修学に必要な資金を貸付するものです。

したがって、貸付を受けた者は、条例及び施行規則に定められた事項に従わなければなりません。

次のとおり申請、届出等必要な手続きがありますので、該当する場合は直ちに手続きをしてください。

## 2 一般修学資金の返還が免除される就業施設と就業期間

### (1) 保健師・助産師・看護師・准看護師修学資金

養成施設を卒業した日から1年以内に、次の道内の特定施設等において看護業務（保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務をいう。以下同じ。）に従事した場合に、引き続き5年間（途中で勤務先を変えてもよい）就業すると貸付金の返還が免除されます。

施設区分	免許区分	対 象 施 設
特定施設 (道内)	保健師	○ 地域保健法第21条第2項第1号に規定する特定町村（当該貸付を受けた者に係る貸付決定の際又は当該貸付を受けた者が勤務する際に特定町村であった町村が特定町村でなくなった場合における当該町村を含む） <u>※保健師としての業務を行う場合に限る</u>  ・ 特定町村 人口1万人未満で、かつ次のいずれかに該当する町村 (1) 人材確保支援計画の対象となる町村 (2) 当該年度において、新たに保健師の採用を予定している町村
	助産師	○ 道内の病院その他の施設 <u>※助産師としての業務を行う場合に限る</u>
	看護師又は 准看護師	① 医療法第7条第1項及び第2項の規定に基づき許可を受けた病床が200床未満の病院 ② 医療法第7条第1項及び第2項の規定に基づき許可を受けた病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占める病院 ③ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所 ④ 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設（知事が定めるものに限る） ⑤ 児童福祉法第6条の2の2第3項の規定に基づき指定された国立病院 ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第5条第6項に規定する療養介護を提供する施設（知事が定めるものに限る）） ⑦ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
訪問看護 事業所		○ 介護保険法に規定する訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所（訪問看護事業所等に勤務する前に特定施設に3年以上勤務した場合に限る）

#### 【備考】

特別修学資金の貸付を併せて受けた場合には、特定病院（道立江差病院、道立羽幌病院、倶知安厚生病院、遠軽厚生病院、浦河赤十字病院、町立中標津病院）も免除対象施設となります。

## (2) 大学院修学資金

大学院の修士課程を修了した日から1年以内に、次の道内の医療機関等において看護業務に従事し、引き続き5年間就業したときは貸付金の返還が免除されます。

施設区分	対象施設
医療機関（道内）	① 医療法第1条の5第1項に規定する病院 ② 医療法第1条の5第2項に規定する診療所 ③ 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設（知事が定めるものに限る） ④ 児童福祉法第6条の2の2第3項の規定に基づき指定された国立病院 ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護を提供する施設（知事が定めるものに限る） ⑥ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
訪問看護事業所	○ 介護保険法に規定する訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所（訪問看護事業所等に勤務する前に特定施設に3年以上勤務した場合に限る）

### 3 特別修学資金貸付制度の目的

この貸付制度は、北海道における看護職員の充足を図るため、将来特定病院において看護業務に従事しようとする助産師、看護師又は准看護師養成施設の学生に対し、その修学に必要な資金を貸付し、看護職員を育成することを目的としています。

### 4 特別修学資金の返還が免除される就業施設と就業期間

養成施設を卒業し、免許取得後速やかに、次の特定病院において看護業務（助産師、看護師又は准看護師の業務をいう）に従事した場合において、引き続き5年間就業したとき（途中で勤務先を変えてもよい）は貸付金の返済が免除されます。要件を満たさない場合は、返還していただくこととなります。

免許区分	特定病院
助産師 看護師 准看護師	・道立江差病院      ・道立羽幌病院      ・倶知安厚生病院 ・遠軽厚生病院      ・浦河赤十字病院      ・町立中標津病院 （人口10万対看護職員就業者数が全道平均を下回る第二次医療圏に所在する町村に設置されている地域センター病院）

※ 特別修学資金と一般修学資金を借りた場合に、特定病院でない一般修学資金の返還免除対象施設に就業した場合、特別修学資金のみ返還となります。

### 5 貸付期間中（在学中）及び卒業後就業してからの手続き

区分	事例	提出書類	添付書類
在 学 中	・修学資金の貸付申請をするとき ①初年度（新規貸付） 申請時期：5～6月頃 ②次年度以降（継続貸付） 申請時期：2～3月頃	・修学資金貸付申請書	①養成施設長の推薦書 ②誓約書 （継続貸付の場合は不要） ③身上申告書 ④戸籍謄本又は住民票 （本籍・筆頭者を省略しないもの）

在学中	・毎年度、貸付が終了したとき	・修学資金借用証書 8頁	※左記の証書には、収入印紙を貼り、割印を押印
卒業した年度	・養成施設を卒業したとき	・卒業届 19頁	※左記の届出は、養成施設から一括して18頁を提出する場合は不要
	・卒業後に進学し、進学した養成施設を卒業したとき	・卒業届 19頁	
卒業後	・免許取得後（免許登録日以降をいう。以下同じ）、業務に従事しはじめたとき（大学院修学資金借受者は業務に従事しはじめたとき）	・業務従事届 22頁 ※所属長の証明が必要	・免許証の写し
	翌年度以降毎年4月15日まで	・免許取得後の就業期間が5年に達するまで、毎年4月15日までに前年度分の従事状況を報告する 最終報告は5年の就業期間に達した時点で報告する	・看護業務従事状況報告書 14頁 ※所属長の証明が必要

## 6 変更事項（氏名・就業場所の変更等）があった場合の手続き

次のことについて変更があったときは、速やかに届け出てください。

区分	事例	提出書類	添付書類
共通	・借受人または保証人が氏名、住所等を変更したとき	借受者・連帯保証人 住所・氏名・本籍変更届 21頁	・住民票
在学中	・修学資金の貸付を辞退するとき	①修学資金辞退届 25頁 ②返還明細書 10頁 （又は返還債務の履行猶予申請書 16頁） ③修学資金借用証書（当該年度分） 8頁	※貸付を辞退したときは、全額返還となる ただし、在学期間中は返還債務の猶予を行うことができる（5頁参照）
	・休学（復学）したとき	・休学（復学）届 26頁	
	・退学したとき	①退学届 27頁 ②修学資金借用証書 8頁 ③返還明細書 10頁	
	・本人が死亡したとき	「借受者死亡の場合」の項（5頁）を参照	
卒業後	・道内の保健師、助産師、看護師養成施設へ進学したとき	・進学届 20頁	・在学証明書



卒業後	・道外の保健師、助産師、看護師養成施設へ進学したとき (養護教員課程は猶予の対象外)	・進学届	20 頁	① 在学証明書 ② 誓約書 (様式任意。連帯保証人と連署し、道内就業を誓約したもの) ③ 道外の修学資金を借り受けていない旨の学校長の証明書 ④ 道外の養成所へ進学した理由書
	・就業先を変更したとき	・従事先変更届	24 頁	・看護業務従事状況報告書 (変更前のもの) 14 頁
	・疾病、出産等により看護業務を中断するとき	・返還債務の履行猶予申請書	16 頁	・診断書、母子手帳の表紙等の証明できる書類 (ただし、1年以内に復職することが条件)
	・看護業務に従事する期間中に当該業務上の事由で死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき	・返還金減免申請書	17 頁	① 死亡の場合は死亡診断書の写し、心身の故障の場合は診断書等証明できる書類
	・上記以外の事由で本人が死亡したとき	「借受者死亡の場合」の項 (5 頁) を参照		

## 7 貸付金の返還が免除される就業期間に達した場合の手続き

事 例	提 出 書 類
・免許取得後、条例・規則に定める道内の特定施設等において、引き続き5年以上就業したとき  (就業期間を確認するため、看護業務従事状況報告書の提出が必要。)	①返還金減免申請書 17 頁 ②最終の看護業務従事状況報告書 14 頁

## 8 貸付金の返還が免除される就業期間に達しない場合の手続き

### (1) 貸付金の一部を返還する場合

事 例	提 出 書 類	備 考
・免許取得後、条例・規則に定める道内の特定施設等において就業した期間が、修学資金の貸付を受けた期間以上就業し、退職したとき	①返還金減免申請書 15 頁 ②返還明細書 11 頁 ③退職証明書 (任意の様式で、就業先から証明を受ける) ④看護業務従事状況報告書 13 頁	一部免除額 = $\left( \frac{\text{特定施設等の就業月数}}{\text{貸付月数} \times 5 / 2} \right) \times \text{貸付金}$ (注) 貸付月数 24 か月未満は 24 か月とする  一部返還額 = 貸付金 - 一部免除額

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・返還方法 退職した月の翌月から開始し、貸付期間以内で月賦又は半年賦の均等払いで返還する なお、一括返還もできる</li> </ul>
--	--	--

なお、看護業務上の事由以外で借受者本人が死亡した場合は、連帯保証人等が次の書類を提出してください。

事 例	提 出 書 類	添 付 書 類
貸付金の免除の場合	・返還金減免申請書 15 頁	①死亡の事由を記載した書面 ②死亡診断書の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本
貸付金の一部返還の場合	・返還金減免申請書 15 頁 ・返還明細書 11 頁	
貸付金の全額返還の場合	・返還明細書 11 頁	

## (2) 貸付金の全額を返還する場合

事 例	提 出 書 類	返 還 期 間 等
・退学したとき	①退学届 23 頁 ②返還明細書 11 頁 ③修学資金借用証書 (当該年度分) 10 頁	・退学した月の翌月から返還を開始し、貸付を受けた期間以内に完了する
・修学資金の貸付を辞退するとき	①修学資金辞退届 24 頁 ②返還明細書 11 頁 ③修学資金借用証書 (当該年度分) 10 頁	・辞退した月の翌月から返還を開始し、貸付を受けた期間以内に完了する なお、在学期間中は返還債務の猶予を行うことができる
・卒業後1年以内に免許を取得できなかったとき	・返還明細書 (備考欄に免許不取得と明記) 11 頁	・卒業した年の翌年4月から返還を開始し、貸付を受けた期間以内に完了する
・免許取得後、又は大学院修了後、道内の特定施設等で就業しないとき	・返還明細書 (備考欄に未就業と明記し、就業先の名称を記入) 11 頁	・卒業した年の翌年から返還を開始し、貸付を受けた期間以内に完了する
・免許取得後、道内の特定施設等で就業せず道外に転出したとき	・返還明細書 (備考欄に道外転出と明記) 11 頁	・転出した月の翌月から返還を開始し、貸付を受けた期間以内に完了する
・免許取得後、道内の特定施設等での就業期間が修学資金の貸付を受けた期間未満で退職したとき  3年貸付者 業務従事3年未満のとき 2年貸付者 業務従事2年未満のとき 1年貸付者 業務従事1年未満のとき	①返還明細書 11 頁 ②看護業務従事状況報告書 13 頁 ③退職証明書 (任意の様式で就業先から証明を受ける)	・退職した月の翌月から返還を開始し、貸付を受けた期間以内に完了する

### ※ 返還方法

貸付を受けた期間に相当する期間以内で毎月払又は半年賦の均等払いで返還する。  
なお、一括返還もできる。

## 9 違約金の計算方法

返還期限内に返還を納入しないときは、違約金（年利 14.5%）が生じます。

$$\text{違約金} = \text{返還金} \times 0.145 \times \frac{\text{滞納日数}}{365 \text{ 日}}$$

## 10 返還金及び違約金の納入方法

### (1) 返還金

返還関係書類の提出後、「納入通知書」を送付しますので、これにより納入（銀行又は郵便局へ振込）してください。

### (2) 違約金

返還金を滞納した場合、返還金納入後、滞納日数より計算した違約金の「納入通知書」を送付しますので、これにより納入（銀行又は郵便局へ振込）してください。

※ 道外で納入する場合は、都市銀行のみ振込を受け付けています。

## 11 よくある質問

### 貸付金の返還について

Q1 貸付金を返還しなければならない場合とは？

A1 主なものとしては、以下のものなどがあります。就業先が免除対象かどうか不明な場合には、就業を決める前に、看護政策係にご確認ください。

- ① 養成所を途中で退学した場合
- ② 卒業後、免除対象の施設に就職しなかった場合
- ③ 道外へ転出した場合

等となっています。

なお、北海道ホームページ内、保健福祉部地域医療推進局医務薬務課医務薬務グループのページに「医療機関の名簿について（Excel ファイルへのリンク）」がありますので、病床数等については、こちらを参考にしてください。

Q2 養成施設を退学したときや免除対象外の施設に就業したときなど、貸付金が返還となった場合には、すぐに全額を返還しなければならないのか？

A2 貸付金の返還にあたっては、返還となる事由が発生した翌月から、貸付を受けた期間に相当する期間内に、毎月払、半年払、一括払の方法で返還することとなります。

なお、返還を開始した後は、「その返還期限までに返還金の全部又は一部を支払わなかった場合には、その未納額につき年 14.5 パーセントの割合をもって返還期限の翌日から支払の日までの日数によって計算した違約金を道に納入しなければならない（条例第 11 条）」となっておりますので、注意してください。

Q3 返還にあたっては、納入通知書以外に返還の方法はないのか？

A3 納入通知書により返還することとなっています。

## 1 2 書類の提出先及び問い合わせ先について

書類の提出先及び問い合わせ先は次のとおりです。

なお、各様式については、コピーをして使用してください。

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策係

代表電話 011-231-4111 内線 25-364

## II 各手続きで提出する書類の様式



# 【記入例】

別記第3号様式（第4条関係）

<div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">収入印紙貼付欄</div> <div style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin-bottom: 10px;">割印</div> <h2 style="text-align: center;">修学資金借用証書</h2> <p>次のとおり借用しました。                  ついては、北海道看護職員養成修学資金貸付条例及び同条例施行規則の条項を誠実に守り、相違なく返済します。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">記入日を記入してください</div> <p style="text-align: right; font-size: 1.2em;"><b>2020年 4月 1日</b></p>	
北海道知事 様	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">借りた方の住所・氏名を記載し、 捺印してください</div> <p style="text-align: center;">借受者 住所 〒<b>060-8588</b>  <b>札幌市中央区北3条西6丁目</b>  <b>北海道庁MS6号</b></p> <p style="text-align: center;">氏名 <b>北海 花子</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">保証人の方の住所・氏名、を記載し、 捺印してください</div> <p style="text-align: center;">連帯保証人 住所 〒<b>041-8558</b>  <b>函館市美原4丁目6番16号</b>  <b>渡島合同庁舎</b></p> <p style="text-align: center;">氏名 <b>北海 太郎</b></p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">1年間に借りた金額を記載してください</div> <p style="text-align: right; font-size: 1.2em;"><b>384,000</b> 円</p>
借受金額	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">借受期間及び月額を記載してください</div> <p>ただし、                  月額<b>32,000</b>円として <b>2020年 4月</b>から  <span style="float: right;"><b>12ヶ月分</b></span>  <b>2021年 3月</b>まで</p>
備考	停止期間 修学資金の別

別記第4号様式（第5条関係）

返 還 明 細 書	
年 月 日	
北海道知事 様	
借受者 住 所 〒 ー	
氏 名	
生年月日 年 月 日	
電話番号	
次のとおり修学資金を返還したいので、北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則第5条第1項の規定により提出します。	
借受金額	<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">円</div> ただし、 月額 円として 年 月 日から 年 月 日まで 月分
返還期間	年 月 日から 年 月 日まで 年間
返還方法	種 別 分割払い（毎月） ・ 分割払い（半年） ・ 一括払い
	支 払 月
	1 回 の 払込金額
払込みの 方 法	
返還理由	

注1 借受時以降に改姓した場合は、（ ）書きで旧姓を記載すること。

2 返還方法の種別欄は、いずれかを○で囲うこと。



# 【記入例】

別記第4号様式（第5条関係）

返 還 明 細 書		
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">記入日を記入してください</div> <span style="float: right; font-size: 1.2em; font-weight: bold;">2020年 4月 1日</span>		
北海道知事 様	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">借りた方の現住所・氏名、電話番号、生年月日を記載し、捺印してください</div>	
借受者 住 所	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁MS6号	
氏 名	北海 花子 (石狩) ※注1	
生年月日	1990年 1月 1日生	
電話番号	(080) 〇〇〇〇-〇〇〇〇	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">一般、特別のいずれか、両方とも借りている場合、両方を記載してください</div>		
<p>次のとおり <b>一般</b> 修学資金を返還したいので、北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則第5条第1項の規定により提出します。</p>		
借受金額	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">修学資金として借りた合計金額、借りていた期間、月数及び月額を記載してください</div> <p style="text-align: right; font-size: 1.2em; font-weight: bold;">1,152,000 円</p> <p>ただし、 月額 <b>32,000</b> 円として <b>2017年 4月 1日</b> から <b>2020年 3月 31日</b> まで <b>36</b> ヶ月分</p>	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">返還する期間を記載してください。修学資金を借りていた期間と同じ期間での記載をお願いします</div>	<p style="text-align: center; font-size: 1.2em; font-weight: bold;">2020年 4月 1日 から <b>2023年 3月 31日</b> まで <b>3年</b> 月間</p>	
返還方法	種 別	<input checked="" type="radio"/> 分割払い（毎月） ・ <input type="radio"/> 分割払い（半年） ・ <input type="radio"/> 一括払い ※注2
	支 払 月	<small>※毎月払の場合</small> <input type="checkbox"/> 記載不要 <small>※半年払の場合</small> <input type="checkbox"/> 支払月（7月と12月など）を記載 <small>※一括払の場合</small> <input type="checkbox"/> 支払月を記載
	1 回 の 払 込 金 額	<p style="text-align: center; font-size: 1.2em; font-weight: bold;">32,000 円</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">一回の払込金額を記載してください返還期間内で返還が完了する金額を設定してください</div>
払込みの方法	納入通知書による	
返還理由	<p><b>未就業（〇〇〇〇病院就業）</b> <input type="checkbox"/> <b>就業先を記載してください</b> ※注3</p>	

注1 借受時以降に改姓した場合は、（ ）書きで旧姓を記載すること。

2 返還方法の種別欄は、いずれかを ○ で囲うこと。



# 【記入例】

別記第5号様式（第5条関係）

返 還 方 法 変 更 申 請 書	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">記入日を記入してください</div> <span style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">2020年 4月 1日</span>	
北海道知事 様	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">借りた方の現住所・氏名、電話番号、生年月日を記載し、捺印してください</div>
申請者 住 所	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁MS6号
氏 名	北海 花子 (石狩) ※注1
生年月日	1990年 4月 1日生
電話番号	(080) 〇〇〇〇-〇〇〇〇
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">一般、特別のいずれか、両方とも借りている場合、両方を記載してください</div>	
<p>次のとおり <b>一般</b> 修学資金の返還方法を変更したいので、北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則第5条第2項の規定により申請します。</p>	
未返還額	<b>1,152,000</b> 円 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">返還金額の残高を記載してください</div>
返還期間	<b>2020年 4月 1日</b> から <b>2023年 3月 31日</b> まで <b>3年</b> 月間
返還方法	種 別 分割払い（毎月） ・ 分割払い（半年） ・ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">一括払い</div> ※注2
	支 払 月 <small>※毎月払の場合 記載不要</small> <small>※半年払の場合 支払う月（7月と12月など）を記載</small> <small>※一括払の場合 支払月を記載</small>
	一 回 の 払 込 金 額 <b>1,152,000</b> 円 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">変更希望金額を記入してください</div>
払込みの 方 法	納入通知書による
変 更 の 理 由	<b>一括払いでの支払が可能となったため</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">変更理由を記載してください</div>
備 考	

注1 借受時以降に改姓した場合は、（ ）書きで旧姓を記載すること。

注2 返還方法の種別欄は、いずれかを○で囲うこと。

※ 一回の払込金額を減額する場合、現在の所得を証明できるものを添付してください（例：源泉徴収票のコピーなど）。

別記第6号様式（第7条関係）

<p>看護業務従事状況報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北海道知事 様</p> <p style="text-align: center;">借受者 住 所 〒 ー</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">生年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>次のとおり北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則第7条の規定により、看護業務従事状況について、報告します。</p>										
就 業	名 称									
施 設	所在地									
業 務 内 容										
就 業 期 間		<table style="margin: auto; border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">年 月 日から</td> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">⌈</td> <td style="padding: 0 10px;">年 月 日から</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">年 月 日まで</td> <td style="padding: 0 10px;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center; padding: 5px 0;">中断理由</td> </tr> </table>	年 月 日から	⌈	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日まで			中断理由
年 月 日から	⌈	年 月 日から								
年 月 日まで		年 月 日まで								
		中断理由								
就業事実の証明		<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>就業施設の長</p>								

注 借受時以降に改姓した場合は、（ ）書きで旧姓を記載すること。

# 【記入例】

別記第6号様式（第7条関係）

<p>看護業務従事状況報告書</p> <p style="text-align: right;">記入日を記入してください <b>2020年 4月 1日</b></p>					
北海道知事 様	<p>借りた方の住所・氏名、電話番号を記載し、捺印してください</p> <p style="text-align: center;">借受者 住 所 〒<b>080-8588</b>  <b>札幌市中央区北3条西6丁目</b>  <b>北海道庁MS6号</b></p> <p style="text-align: center;">氏 名 <b>北海 花子</b>  <b>(石狩)</b></p> <p style="text-align: center;">生年月日 <b>1990年 4月 1日</b> 生          電話番号 <b>(080) 〇〇〇〇-〇〇〇〇</b></p>				
<p>次のとおり北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則第7条の規定により、看護業務従事状況について、報告します。</p>					
就 業 施 設	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">名 称</td> <td style="padding: 5px;">〇〇〇〇<b>病院</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">就業先を記載してください</span></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">所 在 地</td> <td style="padding: 5px;">〇〇<b>市</b>〇〇<b>区</b>〇〇<b>丁目</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">就業先の住所を記載してください</span></td> </tr> </table>	名 称	〇〇〇〇 <b>病院</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">就業先を記載してください</span>	所 在 地	〇〇 <b>市</b> 〇〇 <b>区</b> 〇〇 <b>丁目</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">就業先の住所を記載してください</span>
名 称	〇〇〇〇 <b>病院</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">就業先を記載してください</span>				
所 在 地	〇〇 <b>市</b> 〇〇 <b>区</b> 〇〇 <b>丁目</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">就業先の住所を記載してください</span>				
業 務 内 容	<p>修学資金を借りた区分に応じて看護業務・保健師業務・助産師業務のいずれかを記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護業務（看護師、准看護師として修学資金を借りた場合）</li> <li>・保健師業務（保健師として修学資金を借りた場合）</li> <li>・助産師業務（助産師として修学資金を借りた場合）</li> </ul>				
就 業 期 間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <b>2020年 4月 1日</b>から  <b>2021年 3月31日</b>まで  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">就業期間を記載してください</span> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">中断期間</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">中断理由</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     就業期間中に休業した場合、期間と理由を記載してください                 </div> </div> </td> </tr> </table>	<b>2020年 4月 1日</b> から <b>2021年 3月31日</b> まで <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">就業期間を記載してください</span>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">中断期間</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">中断理由</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     就業期間中に休業した場合、期間と理由を記載してください                 </div> </div>		
<b>2020年 4月 1日</b> から <b>2021年 3月31日</b> まで <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">就業期間を記載してください</span>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">中断期間</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">中断理由</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     就業期間中に休業した場合、期間と理由を記載してください                 </div> </div>				
就 業 事 実 の 証 明	<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">就業施設の長</p>				

注 借受時以降に改姓した場合は、（ ）書きで旧姓を記載すること。

返 還 債 務 の 履 行 猶 予 申 請 書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所 〒 ー

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

第2項

次のとおり北海道看護職員養成修学資金貸付条例第9条

の規定による返

第3項

還債務の履行の猶予を、同条例施行規則第10条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 未返還額 円

年 月 日から

2 猶予期間 月

年 月 日まで

3 申請の理由

4 添付書類（申請の理由を証明する書類）

注 借受時以降に改姓した場合は、（ ）書きで旧姓を記載すること。

返還金（違約金）減免申請書

年 月 日

北海道知事様

申請者 住 所 〒 ー

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

次のとおり北海道看護職員養成修学資金貸付条例第 10 条（第 11 条ただし書）の規定による返還金（違約金）の減免を、同条例施行規則第 11 条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 借 受 者 氏 名

2 借 用 金 額 円

3 返 還（違約金）額 円

4 減 免 申 請 額 円

5 申 請 の 理 由

6 添 付 書 類 （申請理由を証明する書類）

注 1 本人の申請が不可能な場合の申請者は、連帯保証人とする。

2 借受時以降に改姓した場合は、（ ）書きで旧姓を記載すること。





卒 業 届

年 月 日

北海道知事 様

〒 ー  
借受者 住 所 TEL ( ) ー

氏 名

生年月日 年 月 日生

次のとおり、卒業しましたので届け出ます。

記

1 卒 業 施 設 名

2 卒 業 年 月 日 年 月 日

3 借受時養成施設名

4 卒業時の就業先

注 借受時の養成施設を卒業後、進学し卒業した場合に使用すること。

進 学 届

年 月 日

北海道知事 様

〒 ー  
借受者 住 所 TEL ( ) ー

氏 名

生年月日 年 月 日生

借受時養成施設名

次のとおり進学しましたので、北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則第6条の規定により、届け出ます。

記

- 1 施 設 名
- 2 施設所在地
- 3 就 学 期 間 自 年 月  
至 年 月
- 4 添 付 書 類 在学証明書

借受者 住所  
 連帯保証人 ・ 氏名  
 本籍 ・ 変更届

年 月 日

北海道知事 様

借受者 住所 〒 -  
 TEL ( ) -

氏名  
 (旧姓 )

生年月日 年 月 日生

借受時養成施設名

次のとおり、変更しましたので届け出ます。

記

事由	新	旧
氏名	(ふりがな) (借受者との関係・職業 : )	
住所	TEL ( ) -	
本籍		
添付書類		
変更理由		

注1 必要事項のみ記載すること。

2 氏名欄、住所欄の ( ) は、連帯保証人の変更の場合に借受者との関係及び職業並びに電話番号を記載すること。

# 業 務 従 事 届

年 月 日

北海道知事 様

借受者 住 所 〒 ー

TEL ( ) ー

氏 名  
(旧姓 )

生年月日 年 月 日生

借受時養成施設名

次のとおり、業務に従事しましたので届け出ます。

## 記

1 従 事 先 所在地

施設名 TEL

2 従事開始年月日 年 月 日

3 免 許 保健師・助産師・看護師・准看護師免許  
免許番号 第 号  
登録年月日 年 月 日

上記のとおり従事していることを証明します。

年 月 日

就業施設の長

注 免許の写しを添付すること。

看護師2年課程の借受者の場合は、准看護師免許についても記載すること。

# 【記入例】

## 業 務 従 事 届

記入日を記入してください

**2020年 4月 1日**

北海道知事 様

借りた方の住所・氏名、電話番号、卒業した養成施設を記載し、捺印してください

借受者 住 所 〒**060-8588**  
**札幌市中央区北3条西6丁目**  
**北海道庁MS6号**  
TEL (**080**) 〇〇〇〇-〇〇〇〇

氏 名 **北海 花子**  
(旧姓 **石狩** )

生年月日 **19〇〇年** 〇〇月 〇〇日生

借受時養成施設名 〇〇〇〇**看護学校**

次のとおり、業務に従事しましたので届け出ます。

### 記

- 1 従 事 先 所在地 〇〇**市**〇〇**区**〇〇**丁目**  
施設名 〇〇〇〇**病院** TEL **011**-〇〇〇-〇〇〇〇
- 2 従事開始年月日 **2020年** 〇〇月 〇〇日
- 3 免 許 保健師・助産師・看護師・准看護師免許  
免許番号 第 〇〇〇〇〇〇 号 ※注  
登録年月日 **2020年**〇〇月〇〇日

上記のとおり従事していることを証明します。

年 月 日

就業施設の長

注 免許の写しを添付すること。  
看護師2年課程の借受者の場合は、准看護師免許についても記載すること。

従 事 先 変 更 届

年 月 日

北海道知事 様

借受者 住 所 〒 -  
TEL ( ) -

氏 名  
(旧姓 )

生年月日 年 月 日生

借受時養成施設名

次のとおり、業務の従事先を変更しましたので届け出ます。

記

新従事先 名 称

所在地

従事開始年月日 年 月 日

上記の者は、 年 月 日から当施設に在職していることを証明します。

年 月 日

新従事先施設の長

注 変更前の看護業務従事状況報告書を添付すること。

# 修学資金 辞 退 届

年 月 日

北海道知事 様

借受者 住 所 〒 -  
TEL ( ) -  
氏 名

次のとおり北海道看護職員養成修学資金貸付条例による修学資金の貸付を辞退したいので、届け出ます。

1 辞退する時期 年 月 日

〔 貸付決定期間 年 月 日から 年 月 日まで 〕

2 辞 退 理 由

## 休学（復学）届

年 月 日

北海道知事 様

〒 ー  
借受者 住 所 TEL ( ) ー

氏 名

生年月日 年 月 日生

次のとおり、休学（復学）したので届け出ます。

### 記

1 休学期間

2 休学理由

3 復学月日 年 月 日  
※復学時記入

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

養成施設名

養成施設の長



退 学 届

年 月 日

北海道知事 様

〒 ー  
借受者 住 所  
TEL ( ) ー  
氏 名

年 月 日退学したので届け出ます。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

養成施設名

養成施設の長

### Ⅲ 関係条例及び規則

○北海道看護職員養成修学資金貸付条例（昭和38年7月30日条例第19号）

北海道看護職員養成修学資金貸付条例

（目的）

第1条 この条例は、保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」と総称する。）を養成する学校又は養成所（北海道立旭川高等看護学院、北海道立紋別高等看護学院、北海道立江差高等看護学院、北海道立網走高等看護学院、北海道美唄聖華高等学校及び北海道稚内高等学校並びに札幌医科大学保健医療学部及び札幌医科大学助産学専攻科を除く。以下「養成施設」と総称する。）に在学する者及び大学院（札幌医科大学大学院を除く。以下同じ。）の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来道内において看護職員の業務（以下「看護業務」という。）に従事しようとするものに対し、その修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸付し、もって優秀な看護職員を育成することを目的とする。

（修学資金の種類）

第1条の2 修学資金の種類は、一般修学資金及び特別修学資金とする。

2 一般修学資金の種類は、保健師修学資金、助産師修学資金、看護師修学資金、准看護師修学資金及び大学院修学資金とする。

（一般修学資金の貸付の対象）

第2条 道は、次の各号に掲げる一般修学資金をそれぞれ当該各号に定める者に対し貸付する。

- （1）保健師修学資金 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第19条第1号の規定による指定を受けた学校又は同条第2号の規定による指定を受けた保健師養成所（以下「保健師養成施設」と総称する。）に在学している者で将来道内において看護業務（保健師としての業務に限る。第7条第1号及び第8条第2号において同じ。）に従事しようとするもの
- （2）助産師修学資金 法第20条第1号の規定による指定を受けた学校又は同条第2号の規定による指定を受けた助産師養成所（以下「助産師養成施設」と総称する。）に在学している者で将来道内において看護業務（助産師としての業務に限る。第7条第2号及び第8条第3号において同じ。）に従事しようとするもの
- （3）看護師修学資金 法第21条第1号若しくは第2号の規定による指定を受けた学校又は同条第3号の規定による指定を受けた看護師養成所（以下「看護師養成施設」と総称する。）に在学している者で将来道内において看護業務に従事しようとするもの
- （4）准看護師修学資金 法第22条第1号の規定による指定を受けた学校又は同条第2号の規定による指定を受けた准看護師養成所（以下「准看護師養成施設」と総称する。）に在学している者で将来道内において看護業務に従事しようとするもの
- （5）大学院修学資金 看護師の免許を取得し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条の規定に基づく大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来道内において看護業務（看護師としての業務に限る。第7条第4号及び第8条第5号において同じ。）に従事しようとするもの

（特別修学資金の貸付の対象）

第2条の2 道は、前条第2号から第4号までに定める者であって、将来助産師、看護師又は准看護師として5年以上看護職員（保健師を除く。）の確保が特に困難と認められる地域に所在する病院で規則で定めるもの（以下「特定病院」という。）において看護業務に従事しようとするものに対し、一般修学資金と併せて、特別修学資金を貸付する。

(貸付金額等)

第3条 一般修学資金の貸付金額は、次のとおりとする。

- (1) 保健師修学資金、助産師修学資金及び看護師修学資金 在学期間中月額 3万2,000円
- (2) 准看護師修学資金 在学期間中月額 2万1,000円
- (3) 大学院修学資金 在学期間中月額 3万2,000円

2 特別修学資金の貸付金額は、在学期間中月額 1万8,000円とする。

3 修学資金は、無利子とする。

(貸付の申請)

第4条 修学資金の貸付を受けようとする者は、連帯保証人1人を定め、規則で定めるところにより知事に申請するものとする。

2 前項の規定による申請があったときは、知事は、貸付の可否及び貸付金額を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第5条 連帯保証人は、道内において独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 連帯保証人が欠けたとき、又は破産手続開始の決定その他の事情によりその適性を失ったときは、新たな連帯保証人を定めて知事に届け出なければならない。

(貸付の決定の取消し等)

第6条 修学資金の貸付の決定を受けた者(以下「貸付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は、貸付の決定を取り消すものとする。

- (1) 養成施設又は大学院を退学したとき。
- (2) 修学資金の貸付を受けることを辞退したとき。
- (3) 疾病その他の理由により修学が困難であると認められるとき。
- (4) その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 貸付決定者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、知事は、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付された修学資金があるときは、その修学資金は、当該貸付決定者が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(一般修学資金の返還の債務の免除)

第7条 知事は、一般修学資金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付した一般修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 保健師養成施設を卒業した日から1年(第9条第1項第2号に該当する期間及び疾病、負傷等やむを得ない理由の継続する期間があるときは、当該期間を加えた期間。次号及び第3号並びに次条第1項第1号において同じ。)を経過する日までに保健師の免許を取得し、当該免許取得後速やかに、道内の特定町村(地域保健法(昭和22年法律第101号)第21条第2項第1号に規定する特定町村をいい、当該貸付を受けた者に係る貸付決定の際又は当該貸付を受けた者が勤務する際に特定町村であった町村が特定町村でなくなった場合における当該町村を含む。以下同じ。)に勤務した場合において、看護業務に従事した期間が引き続き5年(第9条第3項の規定による債務の履行の猶予をされている者に係る場合にあつては、通算して5年。次号から第4号まで及び次条第1項第1号において同じ。)に達したとき。
- (2) 助産師養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに助産師の免許を取得し、当該免許取得後速やかに、道内の病院その他の施設に勤務した場合において、看護業務に従事した期間が引き続き5年に達したとき。

- (3) 看護師養成施設又は准看護師養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに当該看護師養成施設又は当該准看護師養成施設卒業の資格（北海道立旭川高等看護学院、北海道立紋別高等看護学院、北海道立江差高等看護学院、北海道立網走高等看護学院、北海道美唄聖華高等学校（専攻科に限る。）及び北海道稚内高等学校（専攻科に限る。）並びに札幌医科大学保健医療学部及び札幌医科大学助産学専攻科卒業の資格を含む。）に係る看護職員の免許を取得し、当該免許取得後速やかに、道内の規則で定める施設（以下「特定施設」という。）又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）若しくは同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（同条第4項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所（以下「介護予防訪問看護事業所」という。）（当該訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所に勤務する前に道内の特定施設に3年以上勤務した場合に限る。第8条第4号において同じ。）において看護業務に従事した場合において、看護業務に従事した期間が引き続き5年に達したとき。
- (4) 大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得した者が、修士課程を修了した日から1年（第9条第1項第3号に該当する期間及び疾病、負傷等やむを得ない理由の継続する期間があるときは、当該期間を加えた期間）を経過する日までに、道内の規則で定める医療機関（以下「医療機関」という。）又は訪問看護事業所若しくは介護予防訪問看護事業所（当該訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所に勤務する前に医療機関に3年以上勤務した場合に限る。第8条第5号において同じ。）において看護業務に従事した場合において、看護業務に従事した期間が引き続き5年に達したとき。
- (5) 前各号に規定するところにより看護業務に従事する期間中に当該業務上の事由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため看護業務を継続することができなくなったとき。

（特別修学資金の返還の債務の免除等）

第7条の2 知事は、特別修学資金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付した特別修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 助産師養成施設、看護師養成施設又は准看護師養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに、助産師、看護師又は准看護師の免許を取得し、当該免許取得後速やかに、助産師、看護師又は准看護師として特定病院（当該貸付を受けた者に係る貸付決定の際又は当該貸付を受けた者が勤務する際に特定病院であった病院が特定病院でなくなった場合における当該病院を含む。以下同じ。）に勤務した場合において、看護業務に従事した期間が引き続き5年に達したとき。
- (2) 前号に規定するところにより看護業務に従事する期間中に当該業務上の事由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため看護業務を継続することができなくなったとき。

2 特別修学資金の貸付を受けた者であって、前項の規定による特別修学資金の返還の債務の免除を受けるものに対する前条の規定の適用については、同条第2号中「看護業務」とあるのは、「看護業務（看護師としての業務を含む。）」とする。

（一般修学資金の返還）

第8条 一般修学資金の貸付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該理由の生じた日の属する月の翌月から起算して一般修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間（返還の債務の履行が猶予されたときは、その期間を合算した期間）内に、

月賦又は半年賦の均等払の方法により、規則で定めるところにより、貸付を受けた一般修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第6条第1項の規定により貸付の決定を取り消されたとき。
- (2) 第7条第1号に規定するところにより免許取得後速やかに道内の特定町村において看護業務に従事しなかったとき。
- (3) 第7条第2号に規定するところにより免許取得後速やかに道内の病院その他の施設において看護業務に従事しなかったとき。
- (4) 第7条第3号に規定するところにより免許取得後速やかに道内の特定施設又は道内の訪問看護事業所若しくは介護予防訪問看護事業所において看護業務に従事しなかったとき。
- (5) 第7条第4号に規定するところにより修士課程を修了した日から1年を経過する日までに道内の医療機関、訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所において看護業務に従事しなかったとき。
- (6) 第7条第1号から第4号までに規定するところにより看護業務に従事した場合であつて、看護業務に従事した期間が引き続き5年（第9条第3項の規定による債務の履行の猶予を受けた者に係る場合にあつては、看護業務に従事した期間が通算して5年。次条第3号において同じ。）に達しないうちに看護業務に従事しなくなったとき（第7条第5号に該当する場合を除く。）。
- (7) その他正当な理由がないのに貸付の条件に違反したとき。

（特別修学資金の返還）

第8条の2 特別修学資金の貸付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該理由の生じた日の属する月の翌月から起算して特別修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間（返還の債務の履行が猶予されたときは、その期間を合算した期間）内に、月賦又は半年賦の均等払の方法により、規則で定めるところにより、貸付を受けた特別修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第6条第1項の規定により貸付の決定を取り消されたとき。
- (2) 第7条の2第1項第1号に規定するところにより免許取得後速やかに特定病院において看護業務に従事しなかったとき。
- (3) 第7条の2第1項第1号に規定するところにより看護業務に従事した場合であつて、看護業務に従事した期間が引き続き5年に達しないうちに看護業務に従事しなくなったとき（同項第2号に該当する場合を除く。）。
- (4) その他正当な理由がないのに貸付の条件に違反したとき。

（返還の債務の履行の猶予）

第9条 修学資金の貸付を受けた者（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は、当該各号に定める理由が継続する期間、貸付した修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 第6条第1項の規定により修学資金の貸付の決定を取り消された後も引き続き養成施設又は大学院の修士課程に在学しているとき。
- (2) 養成施設を卒業後、他の養成施設又は北海道立旭川高等看護学院、北海道立紋別高等看護学院、北海道立江差高等看護学院、北海道立網走高等看護学院、北海道美唄聖華高等学校（専攻科に限る。）若しくは北海道稚内高等学校（専攻科に限る。）若しくは札幌医科大学保健医療学部（看護学科に限る。）若しくは札幌医科大学助産学専攻科に在学しているとき。
- (3) 大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得した者が、修士課程を修了後、大学院の博士課程において看護に関する専門知識を修得しようとするとき。

(4) 第7条第1号から第4号まで又は第7条の2第1項第1号に規定するところにより看護業務に従事しているとき。

2 借受者が災害、疾病その他のやむを得ない理由により貸付を受けた修学資金の返還の債務の履行が困難になったと認められる場合には、知事は、必要と認める期間、その者の債務の履行を猶予することができる。

3 借受者が疾病その他やむを得ない理由により看護業務（免許取得後最初に従事した看護業務に限る。）を中断するのやむなきに至った場合において、当該中断の生じた日から1年以内（当該中断が当該借受者の出産又は当該借受者の子の養育に係る休業のためであるときは、知事が認める期間内）に再び看護業務に従事することが確実であると認められるときは、知事は、当該看護業務を中断する期間、その者の債務の履行を猶予することができる。

（返還の債務の減免）

第10条 借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は、貸付した修学資金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができる。

(1) 第7条第1号から第3号まで又は第7条の2第1項第1号に規定するところにより看護業務に従事した場合において、その業務に引き続き従事した期間（前条第3項の規定による債務の履行の猶予を受けた者に係る場合にあっては、その業務に従事した期間を通算した期間）が修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間以上のとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 災害、疾病その他のやむを得ない理由により貸付を受けた修学資金の返還の債務の履行が困難と認められるに至ったとき。

（違約金）

第11条 第8条又は第8条の2の規定により貸付を受けた修学資金を返還すべき者が、その返還期限までに返還金の全部又は一部を支払わなかった場合には、その未納額につき年14.5パーセントの割合をもって返還期限の翌日から支払の日までの日数によって計算した違約金を道に納入しなければならない。ただし、知事は、特別の事情があると認めるときは、その違約金の全部又は一部を免除することができる。

（規則への委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則（昭和38年12月4日規則第143号）

北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道看護職員養成修学資金貸付条例（昭和38年北海道条例第19号。以下「条例」という。）に基づき、修学資金の貸付手続その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定病院）

第1条の2 条例第2条の2の規則で定める病院は、北海道立江差病院、J A北海道厚生連倶知安厚生病院、総合病院浦河赤十字病院、北海道立羽幌病院、J A北海道厚生連遠軽厚生病院及び町立中標津病院とする。

（貸付の申請）

第2条 条例第4条第1項の規定による修学資金の貸付の申請は、別記第1号様式の申請書を知事に提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、前年度に引き続き当該修学資金の貸付を受けようとする者（新たに条例第2条の2の規定により特別修学資金の貸付を受けようとする者を除く。）については、第2号及び第4号に掲げる書類の添付を要しない。

（1） 修学資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の在学する養成施設等（条例第1条に規定する養成施設又は大学院をいう。以下同じ。）の長の推薦書

（2） 誓約書（別記第1号様式の2）

（3） 身上申告書（別記第2号様式）

（4） 戸籍謄本又は住民票の写し

（貸付の決定）

第3条 知事は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸付をするかどうかを決定するものとする。

2 知事は、条例第4条第2項の規定により貸付をすると決定した者に対してはその旨を、貸付をしないと決定した者に対しては理由を付してその旨を、それぞれ通知するものとする。

（修学資金の交付及び借用証書）

第4条 修学資金は、条例第4条第2項の規定により貸付の決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）の在学期間中、毎月交付する。ただし、特別の事情があるときは、数月分を併せて交付することを妨げない。

2 貸付決定者は、修学資金の全部の貸付が終了したとき又は条例第6条第1項の規定により貸付の決定を取り消されたときは、別記第3号様式の借用証書を知事に提出しなければならない。

（返還明細書等）

第5条 修学資金の貸付を受けた者（以下「借受者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該理由の生じた日から起算して20日以内に別記第4号様式の返還明細書を知事に提出しなければならない。

（1） 条例第8条又は第8条の2の規定に該当するとき。

（2） 条例第10条の規定により返還の債務の一部を免除されたとき。



2 借受者は、前項の規定により提出した返還明細書の内容を変更しようとするときは、別記第5号様式の変更申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(届出)

第6条 借受者又は連帯保証人は、貸付を受けた修学資金の返還を終了するまでの間又は返還を免除されるときまでの間に、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨の届出書を、速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 借受者又は連帯保証人の住所又は氏名に変更を生じたとき。
- (2) 借受者が修学資金の貸付を受けることを辞退しようとするとき。
- (3) 借受者が休学し、若しくは停学の処分を受け、又は復学したとき。
- (4) 借受者が養成施設等を変更し、退学し、卒業し、又は修了したとき。
- (5) 借受者が看護職員(条例第1条に規定する看護職員をいう。以下同じ。)として看護業務に従事し、従事場所を変更し、又は看護業務に従事しなくなったとき。
- (6) 借受者が条例第7条各号又は第7条の2第1項各号に該当するとき。
- (7) 借受者が条例第9条第1項各号に該当するとき。

2 借受者が死亡したときは、連帯保証人又は遺族は、その旨の届出書に死亡診断書又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

(看護業務従事状況報告)

第7条 借受者は、条例第7条第1号から第4号まで又は条例第7条の2第1項第1号に該当するに至るまでの間、毎年3月末日における看護業務従事の状態を別記第6号様式の報告書により、翌月15日までに知事に報告しなければならない。

(特定施設)

第7条の2 条例第7条第3号の規則で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項及び第2項の規定に基づき許可を受けた病床数が200床未満の病院
- (2) 医療法第7条第1項及び第2項の規定に基づき許可を受けた病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占める病院
- (3) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設(同法第7条第2項に規定する重症心身障害児に対し治療が行われている施設であって知事が定めるものに限る。)
- (5) 児童福祉法第6条の2の2第3項の規定に基づき指定された国立病院(独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関をいう。次号及び次条において同じ。)
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する療養介護医療を提供する施設(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者に対し治療が行われている施設又は重度の肢体不自由者に対し治療が行われている国立病院であって、知事が定めるものに限る。)
- (7) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設

2 前項の規定にかかわらず、一般修学資金と併せて特別修学資金の貸付を受けた者についての条例第7条第3号の規則で定める施設は、同項各号に掲げる施設のほか、第1条の2に規定する病院(同項第1号に該当するものを除く。)とする。

(医療機関)

第7条の3 条例第7条第4号の規則で定める医療機関は、次のとおりとする。

- (1) 医療法第1条の5第1項に規定する病院
- (2) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所

- (3) 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設（同法第7条第2項に規定する重症心身障害児に対し治療が行われている施設であって知事が定めるものに限る。）
- (4) 児童福祉法第6条の2の2第3項の規定に基づき指定された国立病院
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護医療を提供する施設（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者に対し治療が行われている施設又は重度の肢体不自由者に対し治療が行われている国立病院であって、知事が定めるものに限る。）
- (6) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設  
（在職期間の計算）

第8条 条例第7条第1号から第4号まで又は条例第7条の2第1項第1号及び条例第10条第1号の規定による看護業務に従事した期間（以下「在職期間」という。）の計算については、借受者が当該看護業務に従事した日の属する月から当該看護業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により計算するものとする。

（返還金等の納付）

第9条 条例第8条又は第8条の2の規定による修学資金の返還及び条例第11条本文の規定による違約金の納入は、知事の発する納付書により、指定の期日までに納付するものとする。

（返還の債務の履行の猶予）

第10条 条例第9条第2項又は第3項の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、別記第7号様式の申請書にその事実を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、返還の債務の履行の猶予を決定するものとする。

3 知事は、条例第9条第2項又は第3項の規定により返還の債務の履行を猶予すると決定した者に対してはその旨を、返還の債務の履行を猶予しないと決定した者に対しては理由を付してその旨を、それぞれ通知するものとする。

（返還の債務の減免）

第11条 条例第10条の規定により返還の債務の減免を受けようとする者は、別記第8号様式の減免申請書にその事実を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。条例第11条ただし書の規定による違約金の減免を受けようとする者についても、同様とする。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、減免するかどうかを決定するものとする。

3 知事は、条例第10条又は第11条ただし書の規定により減免すると決定した者に対してはその旨を、減免しないと決定した者に対しては理由を付してその旨を、それぞれ通知するものとする。

4 条例第10条の規定により免除することができる修学資金の返還の債務の額は、当該借受者が看護業務に従事した期間を修学資金の貸付を受けた期間（条例第6条第2項の規定により修学資金が貸付されなかった期間を除き、かつ、その期間が2年に満たないときは2年とする。）の2分の5に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは1とする。）を当該借受者が返還の債務の額（履行期が到来していない部分に限る。）に乗じて得た額とする。

北海道保健福祉部  
地域医療推進局医務薬務課看護政策係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

代表電話 011-231-4111  
内線 25-364